

愛知県立大学における公的研究費の管理・監査体制について
愛知県立大学における研究活動不正行為の防止体制について

○運営・管理体制

研究費不正防止最高管理責任者：理事長 鮎京正訓
研究活動不正防止最高管理責任者：学長 高島忠義
研究費不正防止統括管理責任者：総務部門長 野山三津雄
研究活動不正防止統括管理責任者：学術研究情報センター長 中島茂

関係委員会：研究倫理委員会

委員：学長（委員長）、副学長、学部長（研究科長）、学術研究情報センター長、
事務部門長

○通報（告発）の窓口

（研究費不正使用） 研究費不正防止最高管理責任者補佐：理事 平田雅也
電話：0561-76-8902

（研究活動不正行為） 研究活動不正防止最高管理責任者補佐：副学長 神山斉己
電話：0561-76-8624

○事務処理等の相談窓口

愛知県立大学学術情報部研究支援・地域連携課
三宅貴子 中北みどり
愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3
電話：0561-76-8843
Fax：0561-64-1104
E-mail：kenkyu@bur.aichi-pu.ac.jp

（関係規程）

- 1.愛知県公立大学法人研究倫理綱領
- 2.研究活動の不正行為に関する取扱規程
- 3.研究費の不正使用に関する取扱規程
- 4.愛知県立大学研究倫理委員会規程
- 5.愛知県公立大学法人研究費不正防止計画

愛知県公立大学法人研究倫理綱領

愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止し、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、法人が運営する愛知県立大学及び愛知県立芸術大学（以下「両大学」という。）の研究者及び事務職員に求められる倫理規範及び研究倫理について、愛知県公立大学法人研究倫理綱領を制定する。

第1 定義

（対象者）

- 1-1 研究者とは、教員、研究員、学部・大学院の学生等、両大学において研究活動に従事する者をいう。
- 1-2 事務職員とは、競争的資金を含む研究費の運営・管理に関わる者をいう。

（研究活動）

- 2-1 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知りえた事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- 2-2 芸術諸分野における創作・表現活動をいう。

第2 研究者及び職員の責務

（研究者の自律・自己規律）

- 1-1 研究活動の不正防止は、研究者自らの自律・自己規律、研究機関の自律・自己規律に基づく自浄作用としてなされなければならない。また、研究者を目指す学生や若手研究者を育てる指導者は、自律・自己規律を理解して指導しなければならない。
- 1-2 共同研究体制においては、個々の研究者等の役割分担・責任を明確化すると共に、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるように適切な支援・助言を行い、研究代表者が研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

（コンプライアンス教育への参加）

- 2 研究者及び事務職員は、法人が実施する研究活動の不正防止及び研究費の運営・管理に関するコンプライアンス教育に参加しなければならない。

（誓約書の提出）

- 3 研究者及び事務職員は、研究活動及び研究費の使用に関して、①研究倫理綱領を遵守すること、②不正を行わないこと、③不正を行った場合は、法人の処分及び法的な責任を負担すること、を記した所定の誓約書（様式1～3）に自書して、毎年度当初に提出しなければならない。

第3 研究活動の不正行為の防止

（不正行為の禁止）

- 1 研究者は、研究の申請、実施若しくは報告又は研究成果の公表において故意に捏造（存在し

ないデータ又は研究結果等を作成することをいう。)、改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)、盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。)、二重投稿(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。)及び不適切なオーサーシップ(論文著者が適切に公表されないことをいう。)をしてはならない。

(資料等の収集方法の妥当性)

- 2 研究者は、学問的及び一般的に妥当と考えられる方法で、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

(個人情報の保護)

- 3 研究者及び事務職員は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは、本人の承諾なくして、これを他に洩らしてはならない。

(資料等の管理)

- 4 研究者及び事務職員は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。また、研究者及び事務職員は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等(資料等という。)を研究開始後適切に保管し、論文等公刊後適切な期間保存し、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。かつ、必要な場合は、個人情報の保護に配慮した上で開示しなければならない。なお、保存期間及び保存方法については両大学が別に定める。

第4 研究費の不正使用の防止

(研究費の取扱の基本指針)

- 1 研究者及び事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び運営交付金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めることにより、その負託に応えなければならない。

(研究費の使用及び執行に関する意識の向上)

- 2-1 研究者は、研究者個人の発意によって提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという自覚を持たなければならない。
- 2-2 事務職員は、専門的能力をもって研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという自覚を持たなければならない。

(研究費の目的外使用の禁止)

- 3 研究者は、交付された研究費を研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(法令等の遵守)

- 4 研究者及び事務職員は、研究費の使用及び研究費の使用の事務処理に当たっては、法令及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。

(研究費の適正な管理)

- 5 研究者及び事務職員は、予算の執行状況を常に検証し、実態と合ったものになっているか確認しなければならない。

(内部監査への協力)

- 6 研究者及び事務職員は、研究費の使用に関する内部監査に協力し、誠実に対応しなければならない。

第5 研究倫理を確保するための法人の責任体制

(責任体制図)

- 1 研究活動・研究費の不正防止に関する法人の責任体制図を別紙1のとおりとする。

(研究活動不正防止管理責任)

- 2-1 両大学における研究活動の不正行為の防止に関する最高管理責任者（以下「研究活動不正防止最高管理責任者」という。）を学長とし、その命を受け、当該防止に係る総合調整を行う補佐（以下「研究活動不正防止最高管理責任者補佐」という。）を副学長とする。また、大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する「研究活動不正防止統括管理責任者」を置き、愛知県立大学においては学術研究情報センター長が、愛知県立芸術大学においては芸術情報センター長がこれを行う。
- 2-2 法人における研究費の不正使用の防止に関する最高管理責任者（以下「研究費不正防止最高管理責任者」という。）を理事長とし、その命を受け、当該防止に係る総合調整を行う補佐（以下「研究費不正防止最高管理責任者補佐」という。）を事務局長とする。また、法人全体を統括する実質的な責任と権限を有する「研究費不正防止統括管理責任者」を置き、総務部門長がこれを行う。その補佐として実務的な調整を行う「研究費不正防止統括責任者補佐」を人事課長とする。加えて、大学全体の研究費に関する管理を行う責任者として「研究費不正防止管理責任者」を置き、両大学の事務部門長がこれを行う。また、研究費不正防止管理責任者は「研究活動不正防止統括管理責任者」と「研究費不正防止統括管理責任者」の連携に関する調整を行う。

(コンプライアンス推進責任)

- 3-1 大学において、研究活動不正防止統括管理責任者の下に、研究活動の不正行為の防止へのコンプライアンスを推進する責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、各学部長がこれを行う。また、研究者が配置されたセンター及び研究費を取得するセンターにおいては、センター長がこれを行う。
- 3-2 法人においては、研究費不正防止最高管理責任者の下に、研究費の不正使用の防止へのコンプライアンスを推進する責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、経営財務部門長及び総務部長がこれを行う。経営企画課長、契約課長、経理出納課長、総務課長は副責任者としてコンプライアンス推進責任者を補佐する。

(研究活動に関する監視体制)

- 4-1 研究活動不正防止統括管理責任者は、研究活動不正防止に関するコンプライアンスが推進され、適切に執行されていることを監視しなければならない。
- 4-2 法人監査室は、研究活動における不正発生要因の情報を入手した上で、研究活動が適切に執行されていることを、前項に示した監視体制をも含めて監視しなければならない。

(研究費執行に関する監視体制)

- 5-1 研究費不正防止統括管理責任者及び補佐は、研究費不正防止に関するコンプライアンスが

推進され、適切に執行されていることを監視しなければならない。

- 5-2 法人監査室は、研究費による契約、経理出納及び旅費が適切に執行されていることを、前項に示した監視体制をも含めて監視しなければならない。

第6 研究倫理を確保するための法人の責務

(不正防止計画の策定と実施)

- 1-1 研究活動不正防止統括管理責任者及び研究費不正防止統括管理責任者は、基本方針に基づき、具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 1-2 研究活動不正防止統括管理責任者及び研究費不正防止統括管理責任者は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を誘発する要因を分析し、最高管理責任者に報告すると共に、その防止のために適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(コンプライアンス教育の実施)

- 2-1 研究活動不正防止統括管理責任者及び研究費不正防止統括管理責任者は、研究者及び事務職員の研究倫理を向上させるためのコンプライアンス教育を毎年実施しなければならない。
- 2-2 コンプライアンス推進責任者は、管理監督する部局の研究者及び事務職員がコンプライアンス教育を受講し、適切に研究活動を行い、競争的資金等の管理・執行を行っているかを監視し、統括管理責任者に報告すると共に、必要に応じて改善を勧告しなければならない。

(不正行為への対応)

- 3-1 研究活動の不正行為に対応するために、両大学は「研究活動の不正行為に関する取扱規程」を定め、研究倫理委員会を設置する。
- 3-2 研究費の不正使用に対応するために、法人は「研究費の不正使用に関する取扱規程」を定める。
- 3-3 研究者による研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に対しては両大学の研究倫理委員会が審理し、事務職員による研究費の不正使用に対しては法人職員処分審査会が審理する。

附 則

この綱領は、平成27年3月13日から実施する。

研究活動・研究費に関する誓約書

平成 年 月 日

愛知県立大学

学長 殿

所属・部局

職名

氏名 印

私は、研究活動及び競争的資金を含む公的研究費の使用に関して、次のことを誓約いたします。

- 1 愛知県公立大学法人研究倫理綱領を遵守します。
- 2 不正を行いません。
- 3 規則等に違反して不正を行った場合には、愛知県公立大学法人、愛知県立大学及び配分機関からの処分、並びに法的な責任を負担いたします。

研究活動・研究費に関する誓約書

平成 年 月 日

愛知県立芸術大学

学長 殿

所属・部局

職名

氏名 印

私は、研究活動及び競争的資金を含む公的研究費の使用に関して、次のことを誓約いたします。

- 1 愛知県公立大学法人研究倫理綱領を遵守します。
- 2 不正を行いません。
- 3 規則等に違反して不正を行った場合には、愛知県公立大学法人、愛知県立芸術大学及び配分機関からの処分、並びに法的な責任を負担いたします。

研究活動・研究費に関する誓約書

平成 年 月 日

愛知県公立大学法人

理事長 殿

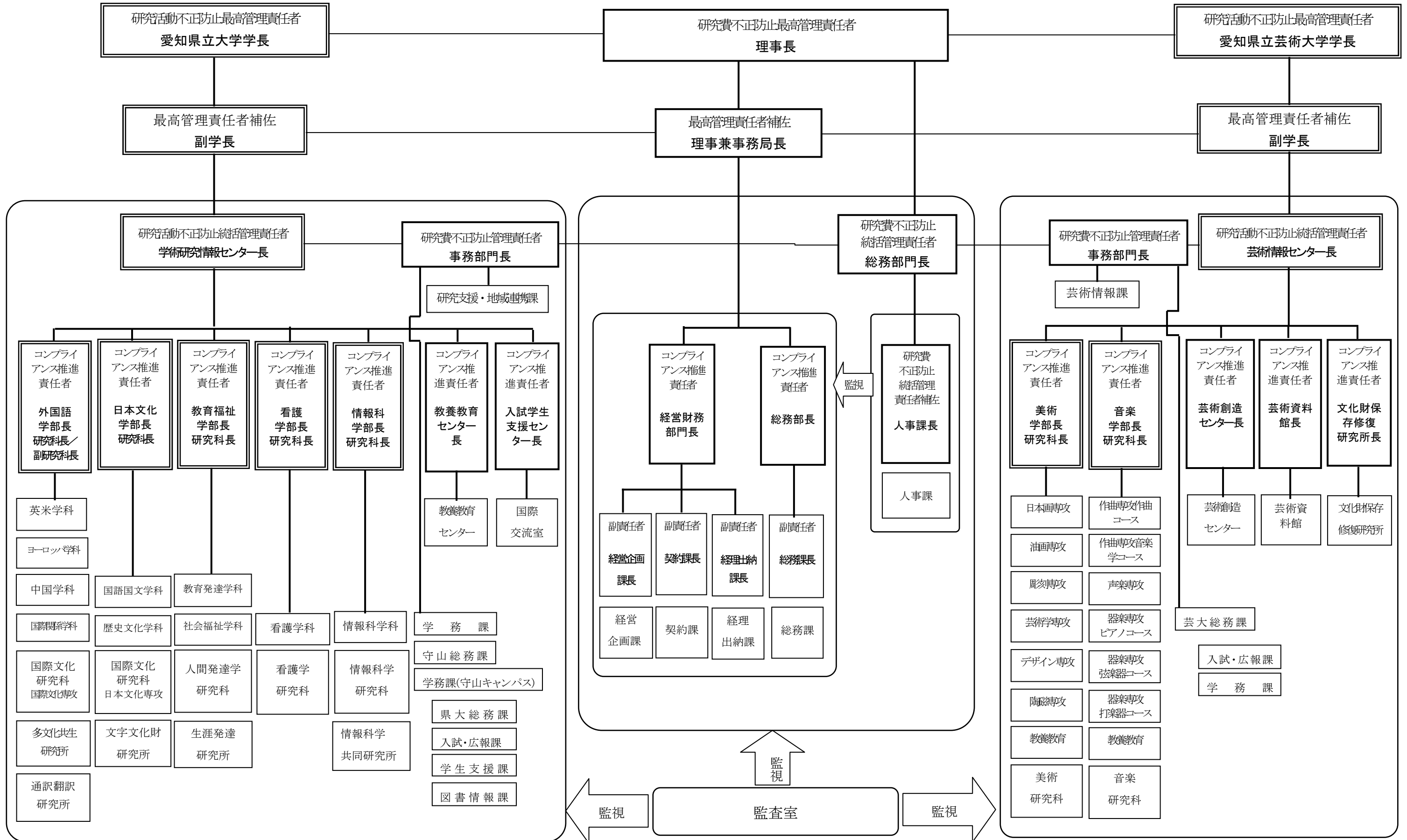
所属・部局

職名

氏名 印

私は、競争的資金を含む公的研究費の運営及び管理に関して、次のことを誓約いたします。

- 1 愛知県公立大学法人研究倫理綱領を遵守します。
- 2 不正を行いません。
- 3 規則等に違反して不正を行った場合には、愛知県公立大学法人及び配分機関からの処分、並びに法的な責任を負担いたします。



□ : 愛知県立大学研究倫理委員会を構成する

□ : 愛知県立芸術大学研究倫理委員会を構成する

研究活動の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人研究倫理綱領の規定に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学において研究活動に従事する者及び本学においてかつて研究活動に従事していた者が本学在職中又は在学中に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施若しくは報告又は研究成果の公表において故意に捏造、改ざん、盗用、二重投稿又は不適切なオーサシップを行うこと。
- (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害を行うこと。

(窓口)

第3条 不正行為に係る告発や情報提供等を受け付けるための窓口（以下「窓口」という。）を設置し、研究活動不正防止最高管理責任者補佐である副学長がこれを行う。

(不正行為に係る告発)

第4条 不正行為の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、窓口を通じ、告発することができる。

- 2 告発は、原則として顕名によるものとし、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 第1項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

(研究倫理委員会による審理)

第5条 研究活動不正防止最高管理責任者補佐が不正行為に係る告発を受け付けたとき、研究活動不正防止最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）に報告し、最高管理責任者は研究倫理委員会を招集して審理を開始しなければならない。

- 2 研究活動不正防止最高管理責任者補佐が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという内容の告発を受け付けたとき、研究倫理委員会においてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、告発の対象とされた者（以下「被告発者」という。）に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。
- 3 最高管理責任者は、窓口への告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、研究倫理委員会に当該行為に係る調査の開始を指示することができる。
- 4 研究倫理委員会の組織等は別に定める。

(調査委員会の設置)

第6条 研究倫理委員会が必要と認めたとき、調査委員会を設置し調査を開始することが

できる。委員は以下の各号の者とし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は委員となることができない。

- (1) 研究活動不正防止統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）
 - (2) 告発に係る研究分野の研究者であって、最高管理責任者が必要と認めた者
 - (3) その他、最高管理責任者が必要と認めた者
- 2 本調査に当たって最高管理責任者が必要と認めた場合は、調査委員会構成員の半数以上に学外有識者を充てるものとする。
 - 3 調査委員会の委員長は統括管理責任者とする。
 - 4 研究倫理委員会は調査委員会に予備調査及び本調査を依頼することができる。ただし、被告発者の不正行為の存在の可能性を研究倫理委員会が既に認めている時、予備調査を省略して本調査のみとすることができる。

(調査委員会委員名の通知)

第7条 研究倫理委員会は、調査委員会の委員の氏名及び所属を速やかに告発者及び被告発者に通知しなければならない。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に理由を付して調査委員会の委員の交代について申立てを行うことができる。
- 3 研究倫理委員会は前項に基づく委員の交代の申立てを審査し、相当な理由があると判断したときは、調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(予備調査)

第8条 調査委員会は、第6条の規定に基づき調査の開始を指示された場合は、相当の期間内に予備調査を開始する。

- 2 調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、告発内容の合理性及び調査の可能性等について調査する。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に事情聴取を行うことができる。
- 4 調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。
- 5 研究倫理委員会は、前項の報告に基づき、告発等の受付から20日以内に本調査を行うか否かを判断し、その結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 6 研究倫理委員会は、本調査を行わないことに決定した場合、その事案に係る研究費配分機関及び関係省庁(以下「配分機関等」という。)並びに告発者の求めに応じて、予備調査に係る資料等を原則として開示しなければならない。

(本調査)

第9条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、研究倫理委員会は、本調査の実施の決定のあった日から30日以内に、調査委員会による本調査を開始しなければならない。ただし、研究倫理委員会委員長が合理的な理由があると判断した場合は、30日を超えることができる。

- 2 最高管理責任者は、研究倫理委員会が本調査の実施を決定したときは、その事案に係る配分機関等に報告するものとする。

- 3 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、関係者の事情聴取等に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。
- 4 調査委員会は、関係者の同意を得て、不正行為に関する文書等（被告発者が研究活動を行う上で作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。
- 5 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと及び論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠に基づき説明しなければならない。
- 6 被告発者が前項の説明責任を果たすために再実験等を必要とする場合には、その機会が保障されなければならない。ただし、被告発者が同じ内容の申し出を繰り返して行い、調査委員会がその主たる目的を当該事案の引き伸ばしであると認定した場合、調査委員会は当該申し出を受理しないものとする。
- 7 調査委員会は、第4項に基づき被告発者が行った説明並びに調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。ただし、調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することができない。
- 8 第4項の被告発者の説明において、生データ、実験ノート、観察ノート、実験試料及び実験試薬等の不existenceなど、本来存在するべき基本的な要素の不足により被告発者が証拠を示せない場合は、証拠を示せないことに正当な理由がある場合を除き、不正行為とみなされる。
- 9 調査委員会は、本調査の開始から遅くとも150日以内に、本調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。ただし、調査委員会委員長が合理的な理由があると判断した場合は、150日を超えることができる。

（審理及び裁定案の提案）

- 第10条 研究倫理委員会は、前条の本調査の調査結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、裁定案を作成する。
- 2 研究倫理委員会は、裁定案を作成するに当たっては、被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 研究倫理委員会は、第1項の裁定案を学長に勧告する。
 - 4 学長は、愛知県公立大学法人教職員就業規則に基づき執るべき措置を決定する。
 - 5 学長は、前項の決定を理事長に申出る。
 - 6 学長は、調査結果を配分機関等へ報告するものとする。

（不服申立て）

- 第11条 告発者及び被告発者は、前条の裁定結果及び措置に不服がある場合は、学長に対して不服を申立てることができる。
- 2 学長は、研究倫理委員会に対して不服申立ての審査を要請する。
 - 3 研究倫理委員会は、必要な場合は調査委員会に再調査を依頼する。
 - 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、再調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。
 - 5 学長は、不服申立てがあったとき、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした

とき及び再調査の結果がでたときは、配分機関等へ報告するものとする。

(補佐人の同席)

第12条 研究倫理委員会及び調査委員会は、第8条又は第10条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者又は被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果の公表等)

第13条 学長は、告発に対する対応結果等を教育研究審議会に報告しなければならない。

2 不正行為が確認され、かつ、告発等への対応がすべて終了した場合、学長は関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

3 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、学長は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

第14条 統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、研究倫理委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第15条 不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 不正行為に係る告発を行ったこと又は告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 統括管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 不正行為に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第18条 統括管理責任者は、不正行為に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下「不正目的の告発」という。）を行った者について、研究倫理委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにそのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等
に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

研究費の不正使用に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人研究倫理綱領の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）並びに法人が運営する愛知県立大学及び愛知県立芸術大学（以下「両大学」という。）における研究費の不正使用に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「研究費」とは、法人が配分する研究費、国及び独立行政法人等から配分される競争的資金、委託費等の研究資金及び民間企業等からの受託研究費、共同研究費、寄付金等の研究資金をいう。

2 この規程における「不正使用」とは、研究費の故意もしくは重大な過失による他の用途への使用又は研究費の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

(研究費の不正使用の防止)

第3条 研究費不正防止統括管理責任者は、研究者及び事務職員が愛知県公立大学法人研究倫理綱領に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、不正防止計画を策定すると共に、両大学の研究活動不正防止統括管理責任者と共同してコンプライアンス教育を実施しなければならない。

2 研究費不正防止統括管理責任者は、研究費について、研究資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）が定めるガイドライン等に従って管理しなければならない。

3 研究費不正防止統括管理責任者は、研究者及び事務職員が取引業者との間で不正を生じないようにするために、取引業者に対し誓約書（様式1）の提出を求めるものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、研究費不正防止統括管理責任者の指示のもと、各部局における研究費の不正使用の防止に努めなければならない。

(内部監査)

第4条 研究費不正防止統括管理責任者は、監査室と連携して、研究費の適正な管理を行うものとする。

(窓口)

第5条 研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口（以下「窓口」という。）を設置し、研究費不正防止最高管理責任者補佐がこれを行う。

(研究費の不正使用に係る告発)

第6条 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、窓口を通じ、告発することができる。

2 前項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第7条 研究費不正防止最高管理責任者は、窓口への告発の有無にかかわらず、悪意による虚偽の告発その他不正を目的とする告発等（以下「不正目的の告発等」という。）ではなく、相当の信頼性のある情報に基づき研究費の不正使用が疑われる場合は、当該行為に係る内部調査開始の措置を研究費不正防止統括管理責任者に指示することができる。

- 2 研究費不正防止最高管理責任者は、内部調査の結果を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うとともに対象となる研究費の一時的執行停止等、適切な緊急措置をとるものとする。

(研究倫理委員会による審理)

第8条 前条に基づく措置が執られた場合、研究費不正防止最高管理責任者は該当する大学の研究活動不正防止最高管理責任者に通知する。

- 2 通知を受けた研究活動不正防止最高管理責任者は、研究倫理委員会を招集して審理を開始しなければならない。
- 3 研究倫理委員会の組織等は両大学において別に定める。

(調査委員会の設置)

第9条 研究費の不正使用に関する審理において、研究倫理委員会が必要と認めるとき、調査委員会を設置し調査を開始することができる。委員は以下の各号の者とし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は委員となることができない。

- (1) 研究費不正防止統括管理責任者
- (2) 該当する大学の研究活動不正防止統括管理責任者
- (3) 該当する大学の研究費不正防止管理責任者
- (4) 研究倫理委員会委員のうち研究費不正防止最高管理責任者が指名した者
- (5) 必要な場合には、法人外の者を充てることのできる。

- 2 調査委員会の委員長は原則として研究費不正防止統括管理責任者とする。

(調査)

第10条 前条第1項に基づき、研究倫理委員会が必要と認めるときは、告発等の受付から30日以内に、調査委員会による調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に事情聴取を行うことができる。
- 4 調査委員会は、本調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。

(審理及び裁定案の提案)

第11条 研究倫理委員会は、前条の結果に基づき審理し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の額等について認定する。

- 2 研究倫理委員会は、被告発者が研究者である場合、前項に基づき、不正の背景、動機、悪質性等を総合的に判断し、裁定案を作成する。
- 3 研究倫理委員会は、裁定案の作成に当たっては、被告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 研究倫理委員会は、第1項の認定結果について、研究費不正防止最高管理責任者及び該当する大学の研究活動不正防止最高管理責任者に報告するとともに、第2項の裁定案について、該当する大学の研究活動不正防止最高管理責任者に勧告する。
- 5 学長は裁定案が懲戒処分等を含む場合には、人事委員会に諮る。

(補佐人の同席)

第12条 研究倫理委員会及び調査委員会は、第10条及び第11条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、被告発者を補

佐する者の同席を許可することができる。

(不服申立て)

第13条 告発者及び被告発者は、第11条の認定結果に不服がある場合は、研究費不正防止最高管理責任者に対して不服を申立てることができる。

(研究費配分機関への報告及び調査協力)

第14条 研究倫理委員会が審理を開始したとき、学長は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、研究費配分機関（以下「配分機関」という）に報告、協議しなければならない。

2 学長は、告発等の受付から210日以内に、別紙1に基づき、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書（様式2）を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書（様式2）を配分機関に提出しなければならない。

3 学長は調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

4 調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、配分機関に対して、当該事象に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(対応結果の公表等)

第15条 研究費の不正使用が確認され、かつ、告発等への対応がすべて終了した場合、研究費不正防止最高管理責任者は関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

2 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、研究費不正防止最高管理責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

第16条 研究費不正防止統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合、速やかに研究費の執行停止を解除しなければならない。

2 被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、研究倫理委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第17条 研究費の不正使用に係る告発等に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 研究者及び事務職員は、研究費の不正使用に係る告発等を行ったこと又は告発等に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究費不正防止統括管理責任者は、前項の告発等に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 研究費の不正使用に係る告発等にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第20条 研究費不正防止最高管理責任者は、不正目的の告発等を行った者について、研究倫理委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 研究費不正防止最高管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合であっても、直ちにそのことをもって、不正目的の告発を行ったとみなし、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(規程の改正)

第21条 規程の改正については、両大学の意見を聴取する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

報告書に盛り込むべき事項

□ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

□ 調査

- 調査体制（※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（※ 対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）（※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）
 - ・ 調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）
 - ・ 調査委員会の開催日時・内容等

□ 調査結果（不正等の内容）

- 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
- 不正等に関与した研究者（※ 共謀者を含む。）
 - ・ 氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
- 不正等が行われた研究課題
 - ・ 研究種目名、研究期間、研究課題名
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））
- 不正等の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
 - ・ 動機・背景
 - ・ 手法
 - ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途
 - ・ 私的流用の有無
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□ 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- 再発防止策

□ 添付書類

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

■ その他（機関における当該事案への対応）

（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等

様式1

愛知県公立大学法人との取引における誓約書

私は、愛知県公立大学法人との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 私は、貴法人の規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. 貴法人にて行われる内部監査、その他調査等において、貴法人との取引に係る取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力いたします。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 貴法人の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、通報します。

以上

平成 年 月 日

愛知県公立大学法人 理事長 殿

(社名)

(代表者役職・氏名)

印

(配分機関) 殿

愛知県立大学／愛知県立芸術大学
学長

印

〇〇〇の不正等について (報告)

平成〇〇年度(競争的資金等の名称)において〇〇〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

- ※ 発覚の時期及び契機 (※「告発(通報)」の場合はその内容・時期等)
- ※ 調査に至った経緯等

2 調査

(1) 調査体制

- ※ 調査委員会の構成(第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置)

(2) 調査内容

- ※ 調査期間
- ※ 調査対象 (対象者(研究者・業者等)、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕)
- ※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。
- ※ 調査方法 (例: 書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等)
- ※ 調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果(不正等の内容)

(1) 不正等の種別

- ※ 例: 架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等

(2) 不正等に関与した研究者 (※ 共謀者を含む。)

氏名 (所属・職 (※現職))	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題 (該当する研究課題分作成)

研究種目名		研究期間			
研究課題名					
研究代表者氏名 (所属・職 (※現職))					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位:円)					
平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
研究組織 (研究分担者氏名 (所属・職 (※現職))・研究者番号)					

(4) 不正等の具体的な内容 (※ 可能な限り詳細に記載すること。)

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額 (該当する研究課題ごとに該当する年度分作成)

平成 年度(内訳)

(単位:円)

費 目	交付決定額又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・ 不適切使用額
物品費				
旅 費				
謝金等				
その他				
直接経費計				
間接経費				
合 計				

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正等の発生要因と再発防止策 (※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。)

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因 (※ 可能な限り詳細に記載すること。)
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

(例: 交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料 (証憑類等) 等)

愛知県立大学研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、愛知県立大学研究活動の不正行為に関する取扱規程第5条第4項に基づき、研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置き、必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する審理をつかさどる。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究活動不正防止最高管理責任者
- (2) 研究活動不正防止最高管理責任者補佐
- (3) 研究活動不正防止統括管理責任者
- (4) コンプライアンス推進責任者
- (5) 研究費不正防止管理責任者
- (6) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(議決方法)

第6条 委員会の会議の議事は、出席委員の3分の2以上によって決する。

2 会議は、原則として、非公開とする。

(調査委員会)

第7条 委員会の下に調査委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究支援・地域連携課で行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

愛知県公立大学法人研究費不正防止計画

1 目的

愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）並びに法人が運営する愛知県立大学及び愛知県立芸術大学（以下「両大学」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）を踏まえ、研究者及び事務職員が愛知県公立大学法人研究倫理綱領に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、次のとおり「愛知県公立大学法人研究費不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの関係情報や研究費使用に係る不正発生要因の把握等により、必要に応じ見直しを図る。

2 責任体系の明確化

(1) 【研究費不正防止最高管理責任者】理事長

法人における研究費の不正使用の防止に関する最高管理責任者。

【役割】研究費不正防止最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、研究費不正防止統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 【研究費不正防止統括管理責任者】総務部門長

法人全体を統括する実質的な責任と権限を有する者

【役割】研究費不正防止統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費不正防止最高管理責任者に報告する。また、両大学の研究活動不正防止統括管理責任者（愛知県立大学学術研究情報センター長、愛知県立芸術大学芸術情報センター長）と共同してコンプライアンス教育を実施しなければならない。

(3) 【コンプライアンス推進責任者】経営財務部門長、総務部長

研究費不正防止最高管理責任者の下に、研究費の不正使用の防止へのコンプライアンスを推進する責任者。

【役割】コンプライアンス推進責任者は、研究費不正防止統括管理責任者の指示の下、

- ①自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費不正防止統括管理責任者に報告する。
- ②不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 【研究費不正防止管理責任者】事務部門長

大学全体の研究費に関する管理を行う責任者。

【役割】 研究費不正防止管理責任者は、研究費不正防止統括管理責任者と両大学の研究活動不正防止統括管理責任者の連携に関する調整を行う。

※【研究費】「研究費」とは、法人が配分する研究費、国及び独立行政法人等から配分される競争的資金、委託費等の研究資金及び民間企業等からの受託研究費、共同研究費、寄付金等の研究資金をいう。

※【不正使用】「不正使用」とは、研究費の故意もしくは重大な過失による他の用途への使用又は研究費の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

3 不正防止計画

不正を発生させる一般的要因	法人における対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ルールが明確化・統一化されていない。 ○ルールと運用の実態が乖離している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」を制定し、責任体系を明確にした。 ○「研究費の不正使用に関する取扱規程」を制定し、法人における公的研究費等に係る取扱いに関し必要な事項を定めた。
<ul style="list-style-type: none"> ○ルールの全体像が体系化されていない。 ○体系化されていてもそれが適切に関係者に周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ルールを体系化し、責任体制図としてホームページで公開している。また、年に1回講習会を行い、関係者に周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ○事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○物品等の購入に当たっては、教員が購入依頼を行い、購入依頼を受けた事務職員が内容確認の上、業者に発注を行う体制としている。 ○教員向けの物品購入の手引き等を作成し、配布した。
<ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用問題に対する関係者の意識が低い。 ○関係者が行動規範や研究費の使用ルールをどの程度理解しているか確認できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究者及び研究費の運営・管理に関わる事務職員を対象に、年に1回講習会を行う。実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。 ○研究者及び研究費の運営・管理に関わる事務職員に対して、誓約書の提出を求める。
<ul style="list-style-type: none"> ○大学内外からの研究費の不正使用に関する相談窓口、通報窓口が設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口を、愛知県公立大学法人事務局長としている。 ○上記については、大学ホームページでも公開している。
<ul style="list-style-type: none"> ○研究費不正使用発生時の不正行為の調査手続及び不正使用認定後の懲戒手続に関する規程整備がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究費の不正使用に関する取扱規程、研究倫理委員会規程をそれぞれ整備し、不正が生じた場合の対応を規定した。教員の処分については両大学の人事委員会が所掌する。

<p>○予算の執行が当初計画に比較して著しく遅れていないか等、予算の執行状況を検証できる体制や仕組みが整備されていない。</p>	<p>○公的研究費の予算の執行状況については、事務部門が確認を行い、本人に伝達するとともに、必要に応じて計画的な執行を求めている。それ以外の研究費については、今後、大学の意見を踏まえつつ、計画の提出など計画的な執行ができる体制整備を検討していく。</p>
<p>○発注段階で支払財源が特定されていない。</p>	<p>○発注段階で支払財源を特定しないと発注できないシステムを採用している。</p>
<p>○研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。</p>	<p>○研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口を、愛知県公立大学法人事務局長としている。</p> <p>○例外として認められた立替払い等を除き、業者への発注は事務職員が実施している。</p> <p>○立替払い等を含めて、検収は事務職員が実施している。</p> <p>○一定以上の取引のある業者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求めている。</p>
<p>○発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックシステムが構築されていない。</p>	<p>○例外として認められた立替払い等を除き、業者への発注は事務職員が実施している。</p> <p>○立替払い等を含めて、検収は事務職員が実施している。</p>
<p>○非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理について、事務部門で実施していない。</p>	<p>○学生アルバイト等の出勤管理については、事務部門で実施している。</p>
<p>○換金性の高い物品(パソコン等)について、適切に管理されていない。</p>	<p>○1件10万円以上の物品については管理物品として、管理物品台帳に登録している。なお、管理物品については、1年に1回実査を実施している。</p>
<p>○研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制ができていない。</p>	<p>○研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。学会用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。また、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。</p>
<p>○内部監査の実施が徹底されていない。</p>	<p>○監査室が作成する内部監査計画に従い監査を実施し、適切に執行がなされているか確かめるとともに、研究費の不正使用の防止を推進するための執行体制について確認している。</p>